

令和8年度 高校生向け「堺未来応援奨学金」のお知らせ

経済的理由により修学が困難な高校生等に、奨学金を給付する制度です。

寄附金などを積み立てた「堺市奨学等基金」から給付され、原則として返済不要です。

1. 対象となる方

次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１）令和8年7月1日時点で、堺市内の居住先から高等学校等へ通学している生徒

※ 正規の修業年限以内の者に限る

（２）令和7年分（令和7年1～12月）の保護者等（親権者全員）の合計所得額が基準額以下の世帯（下の基準額表を参照）

※ただし、生活保護（生業扶助）受給世帯又は市府民税所得割額が0円（非課税）で、大阪府が実施する「奨学のための給付金」（裏面参照）を受給できる方は除きます。

※特別支援学校の高等部に在籍する方は、生活保護（生業扶助）受給世帯又は市府民税所得割額が0円（非課税）の世帯も対象です。

（基準額表） ※ この基準額は目安であり、世帯構成員の年齢等によって異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額 (給与収入の目安)	217万円 (337万円)	258万円 (391万円)	315万円 (462万円)	353万円 (509万円)	395万円 (561万円)

2. 給付金額 上限 60,000円（一括支給）

※課程等により、金額が異なります。



3. 募集人数 500人程度（経済的に困窮度の高い順に決定）

※結果通知の発送及び支給時期は、2月頃の予定です。

（通信制及び専攻科は、3月頃の予定です。）

制度の詳細や電子申請
(9月1日から)はこちら

4. 申請期間 9月1日（火）～30日（水）

※区役所での申請は土・日・祝日を除く9時～17時15分。

5. 申請方法 ◆電子申請

◆郵送 ホームページより申請書をダウンロード（9月1日から可能）し、必要事項を記入のうえ、生徒本人名義の預金口座がわかるもの（通帳等）のコピーを添付して、堺市教育委員会学務課（〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1）へ。9月30日消印有効。

◆各区役所 企画総務課窓口

（持ち物）① 生徒本人及び保護者の印鑑（ただし、本人が署名する場合は不要）

※ 朱肉を使用する印鑑に限ります。

② 生徒本人名義の預金口座がわかるもの（通帳等）のコピー

大学生などを対象とした奨学金制度もあります。募集は、10月から開始します。
日本学生支援機構（JASSO）が実施する給付型奨学金（第Ⅰ～第Ⅲ区分）を受給している方が対象です。（住所、成績要件などあり）
詳細は、二次元バーコードからホームページをご覧ください。

